

## 坂井市空家改修支援事業

この事業は、坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の改修工事等に要する費用の一部補助を行います。

### 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 居住推進区域(※1)内において、坂井市空き家情報バンクに登録されている(新たに直系親族と近居(※2)する場合のみ、登録されていなくてもよいこととする。)空き家を購入し、居住するために改修する者で、空き家の所有者と売買契約を締結している者、または空き家を賃貸するために改修する空き家の所有者
- (2) 坂井市税を滞納していない者
- (3) 令和3年1月31日までに改修工事を完了する見込みのある者
- (4) 10年以上居住する見込みのある者(賃貸するために改修する場合は除く。)

※1 居住推進区域…工業地域、工業専用地域を除く、用途地域指定区域および既成開発区域を言う。詳しくは、お問い合わせください。

※2 近居…直系親族の世帯が市内の同一小学校区または概ね車で5分圏内に別に居住すること

(注) 申込み後、市の交付決定通知を受ける前に、工事等の契約を締結されている方は補助対象外となりますのでご注意ください。

### 対象となる改修工事

次に掲げる要件をすべて満たす工事

- (1) 次の(ア)(イ)に掲げる工事に要する経費とする。  
(改修後の延床面積の1/2以上が住宅の用に供されるものに限る。)
  - (ア) 空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事(以下「修繕等」という。)
  - (イ) 空き家に一部を増築する工事及び一部を改築する工事  
(ただし、増築・改築部分の床面積が既存住宅の1/2を超える工事は除く。)
- (2) 上記(1)に規定する工事に要する経費のうち、(ア)から(ク)に該当するものは補助の対象としない。
  - (ア) 建築の解体、除去のみを行う工事
  - (イ) カーテン、家具、調度品等の購入・設置
  - (ウ) 家庭用電化製品の購入・設置
  - (エ) 太陽光発電設備の設置
  - (オ) CATV(有線放送)、電話、インターネットの接続配線工事(更新及び修繕を含む。)
  - (カ) 維持管理工事(点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理)
  - (キ) 障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等、軽微な修繕等
  - (ク) 付帯建築物(車庫、倉庫等)の修繕等
- (3) 坂井市内の建設業者等(市内で事業を営む個人事業者を含む。)が施工する工事であること。
- (4) 国、県、市における他の補助制度を利用して空き家を改修する場合、その対象部分の経費については当制度の補助対象外とする。

### **補助金の額・募集件数・申込締切**

次に掲げるいずれかの者

- (1) 次のいずれかに該当する者で、空き家を居住目的に購入し、改修する者
- (ア) 現に福井県内に住所を有していない者
  - (イ) 福井県内に住所を有して2年以内の者
  - (ウ) 県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職して2年を経過しない者
  - (エ) 18歳になった日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居している者
  - (オ) 婚姻届を提出し、受理されてから2年を経過しない夫婦のいずれか
  - (カ) 市内に進出してから2年を経過しない企業の従業員又は地場産業に従事して2年を経過しない者
  - (キ) 多世帯近居する者。ただし、直系卑属の単独世帯は除く。

<u>補助金の額</u>	補助対象経費の1/3（60万円を限度）
<u>募集件数</u>	2件
<u>申込締切</u>	令和2年12月25日（金曜日）午後5時必着

- (2) (1) に該当しない者で、空き家を居住目的に購入し、改修する者

<u>補助金の額</u>	補助対象経費の1/3（50万円を限度）
<u>募集件数</u>	2件
<u>申込締切</u>	令和3年1月29日（金曜日）午後5時必着

- (3) 空き家を賃貸するために改修する空き家の所有者

<u>補助金の額</u>	補助対象経費の1/3（60万円を限度）
<u>募集件数</u>	2件
<u>申込締切</u>	令和2年12月25日（金曜日）午後5時必着

**申込方法** 本庁都市計画課にある申請書に必要な書類を添えて提出してください。  
(申請書は、ホームページからもダウンロードできます。)

**提出先** 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1  
坂井市役所 建設部 都市計画課 (0776-50-3052)